

## 鳥取県告示第 920 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市三山口字最ノ谷475、475の1、476

### （2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### （3） 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

### 2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市三山口字一ノ谷4の2（次の図に示す部分に限る。）、字四ノ谷口62、字太田81の1、82の1、字戸石場西分438、字箕上西分440、440の1、441、字戸石場東分二488、字蛇フ谷520、521、桂見字東村土居178、良田字奥宮ノ谷160、161、字牛谷215、字椎谷216から220まで、221の1、221の2、222から226まで、字中道谷253、字釜ヶ谷254、269、269の1、字中道谷西分309、字口道谷西分741、745、字奥菖蒲谷西分762の1（次の図に示す部分に限る。）、高住字宮ノ谷569、字鷲谷口883の1（次の図に示す部分に限る。）、884の2、字百三938、939、字欠谷982の23、字大平990から992まで、993の2、字謡谷998の9、998の10、998の51、字小荒田1081の2

### （2） 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

### （3） 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐は、択伐による。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）